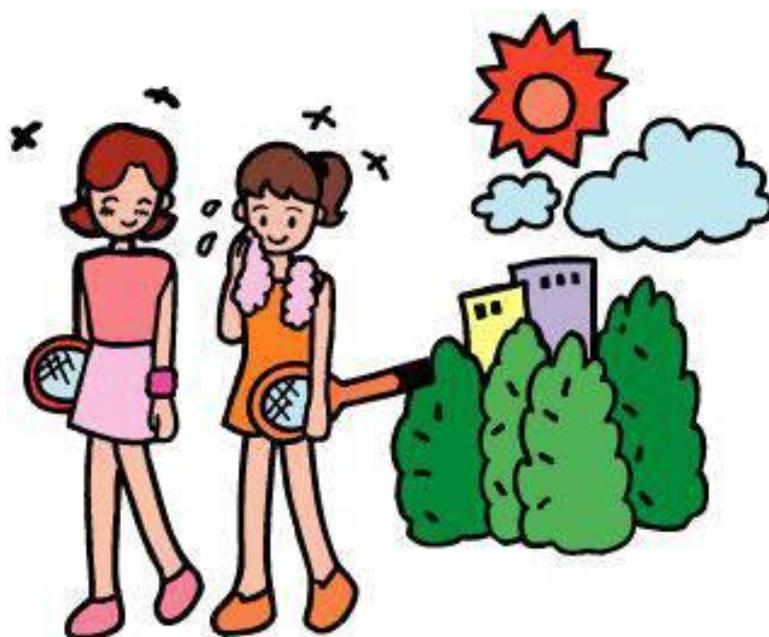


平成27年4月導入
令和4年4月追記

袖ヶ浦市立学校体育施設開放 有料化(使用料導入)に伴う利用

Q&A集



袖ヶ浦市教育委員会
所管課 スポーツ振興課
連絡先 299-0292 袖ヶ浦市坂戸市場1-1
Tel 0438-62-3791 (直通) fax 63-9680
メール sode31@city.sodegaura.chiba.jp

参考資料： 学校体育施設開放有料化 使用料徴収に当たって【Q&A】

項目	NO	内 容	回答 または 市の考え方
使用料 納入	1	・使用料の納付はどうか、 どういう方法にするのか。	・使用料の納付は実際に使用した分についていただくものです。学校開放での活動は実際の活動がほぼ予測できることや、利用者による納付が複数回になるなどの煩瑣な手続きを避けるために、事前に利用場所別に準備する利用券を購入してもらい、利用の都度、その利用券に利用日等の必要事項を記入した上で、利用券綴りに綴じる方法とします。利用券は使用料改定を行わない限り、有効期限は設けません。この利用券を綴る方法も今後新たな課題等も予想できるので、有料化事業を実施していく中で検討を行い、都度改善していきたいと考えます。
使用料 納入 (利用 券購入)	2	・有料化に伴い、利用券の購入は どこで行うのか。 開放する学校で購入することは できるのか。	・利用券は27年4月当初の各校での開放利用が開始する前に、まず教育委員会で一括して利用券を販売します。使用料改定迄までは券に有効期限は設けないので各利用団体は自らの団体の年間利用回数を試算して、まとめて購入することが可能です。その後も教育委員会で常時購入できるので追加の購入ができます。 ・利用券は開放各校で販売、購入することはできません。このため、今回の有料化に伴って各学校に新たな事務手続き等の負担はありません。
使用料 (年間 の負担 額)	3	・現在、学校開放で活動している 団体の年間の負担額はどのくらい になるのか。	・現在の学校開放利用団体の年間負担予想額は以下のとおりと予想できます。 ◇ <u>小中学校体育館</u> を週1回3時間以内でほぼ毎週利用とすると 1回300円×49回＝ <u>14,700円</u> (<u>幽谷分校</u> 利用は1回200円×49回＝9,800円) ◇ <u>中学校武道場</u> を週1回3時間以内でほぼ毎週利用すると→1回270円×49回＝ <u>13,230円</u> ◇ <u>小学校運動場</u> を週1回3時間以内でほぼ毎週利用すると→1回200円×49回＝ <u>9,800円</u> 上記の様に、1団体の年間負担額も多く見込んでも15,000円以内となり会員10名の団体の1個人の負担額も年間1,500円程度で、急激な負担増にはならないと考えます。ご理解下さい。

使用料の要・不要	4	・地区の行事やお祭り、スポーツ大会等で土日等に使用する場合も有料となるのか。	・現在の利用状況でも地域の行事やお祭り等で学校体育施設を単発的に利用する場合がありますが、こうした利用は学校体育施設開放事業としての利用ではなく、学校体育施設の目的外利用の範囲となります。このため、このような利用に対して使用料を戴くことはありません。
使用料の要・不要	5	・消防団の訓練や地元自治会等の防災訓練、避難訓練等を実施する場合も有料となるのか。	・消防団が操法訓練等で平日の夜間のグラウンドを利用する場合、本来は学校体育施設開放利用ではありません。ですから、使用料は不要です。 しかし、他団体との調整の必要から各学校区開放会議に届け出て練習日の調整は必要です。 地元自治会等の防災訓練や避難訓練も同様です。

項目	NO	内 容	回答 または 市の考え方
減免利用	6	・使用料の減免制度はあるのか。 またどんな場合に減免とするのか。	・学校体育施設開放についても減免規定を設定します。原則、減免規定については今回の有料化条例制定と共に見直しを進めた、公民館及び市民会館使用料、社会体育施設使用料の減免規定にあわせて適用します。さらに、学校体育施設開放はその活動主体が児童生徒が主である団体も多いので、青少年健全育成、教育目的の観点で本事業のみ減免扱いとする団体もあります。
減免利用	7	・減免とする団体の判断基準は何か。	・学校体育施設開放における減免利用については、社会体育施設減免基準に合わせて減免とすることを原則とします。考え方としては公民館等の社会教育施設減免基準と同じであります。学校体育施設開放においても広く地域住民にスポーツ・レクリエーションの場を提供する意味から、今回の有料化に伴う使用料も施設使用の対価であることから納付は基本であることを認識して頂く必要があります。その上で判断基準により検討を行い、条例施行規則第6条、並びに別表に示す10区分の使用区分で減免対象とします。

減免 利用	8	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実際の利用ではどのような団体が減免適用になりますか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の開放利用団体の登録実態からみると以下の観点での減免利用が適合します。 ① 社会教育の推進に資することから減免対象とするもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会教育関係団体連絡協議会加盟団体 <ul style="list-style-type: none"> → スポーツ協会、少年野球連盟、サッカー協会、子ども会育成会、PTA連絡協議会 ・ 青少年の健全育成を目的とする社会教育関係団体（サッカー協会、少年野球連盟） ② 地域コミュニティの推進から減免するもの <ul style="list-style-type: none"> → 総合型地域スポーツクラブ5クラブ（市総合型地域スポーツクラブ連絡協議会） ③ 学校体育施設開放事業の目的に照らし合わせ、青少年の健全育成、教育目的の観点で登録団体を精査した上で本事業のみでの減免適用となる団体。（該当となるか等については個々に問合せ下さい。）
減免 利用	9	<ul style="list-style-type: none"> ・ 減免を実際に受ける場合の手続き等はどうなるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 減免利用を行うためには、活動開始前に減免利用団体としての登録が必要です。手続きとしては社会体育施設等減免利用手続きと同様に、減免利用を希望する団体は「学校体育施設開放使用料減免団体登録申請書」を教育委員会に提出します。教育委員会は減免利用の可否を審査し、減免登録団体として認められた場合は申請団体宛に「学校体育施設開放使用料減免団体登録通知書」を交付します。利用団体は交付を受けてからの減免利用とし、その有効期間は発効日～その年度末までとして毎年申請を行うこととします。
減免 利用	10	<ul style="list-style-type: none"> ・ PTAバレーボールの練習やソフトボールの練習などは有料となるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市の各校PTAの連合体であるPTA連絡協議会は社会教育関係団体連絡協議会に加入する団体ですので、各校PTAのバレーボールやソフトボールの練習のための活動も減免対象となります。ただし、あくまでも大会に向けた練習等が対象となりますので、大会終了後、有志でサークル的な活動となった場合は減免対象外となり、新たに団体登録をお願いすることになります。 学校によっては練習期間が限られ数回の練習でしか利用しないような場合は、学校体育施設開放利用ではないとの判断もできます。この点については

			その利用状況を確認の上、各学校区開放運営委員会の判断で結構です。
減免 利用	11	・現在、各校で活動しているインディアカチーム等には総合型クラブのスポレク振興部（地域スポーツ振興部会）等との係りのあるチームもあるが減免の扱いとなるのか。	・クラブとスポレク振興部等との係り方の違いによりますが、基本的には減免になりません。ただし、各クラブに会費を納入しクラブでの承認の下、定例種目として活動を行う場合はそのメンバーや回数、活動の開放性などを確認の上で減免対象となります。 ・各クラブでの係り方として、クラブのスポレク振興部等が主催して行う地区大会等のみへ参加するチームの日常の学校開放利用の活動は、有料となります。減免の扱いはありません。
減免 利用	12	・社会教育関係団体が主催するイベント・大会等は減免の扱いとなるのか。	・社会教育関係団体が主催するイベント・大会等については、減免の扱いとなります。また3時間を超える場合であっても減免の扱いとなります。

項目	NO	内 容	回答 または 市の考え方
利用 方法 （2 団 体利用）	13	・同じ会場で同じ時間に2団体が一緒に使用する場合は、利用券はどのように添付するのか。	・同一の時間帯に2つの団体が利用した場合は、いずれかの団体に利用券を添付して戴き、団体間で調整していただくといった運用をお願いします。 ・武道場について、柔道場・剣道場と併設されている場合でも、それぞれ一つの施設とする。同時刻使用となった場合でも同じである。
利用 方法 （2 団 体利用）	14	・同じ会場で同じ時間に2団体が一緒に使用する場合は、一方の団体が減免利用登録団体の場合、利用券は必要なのか。	・使用料として戴く利用券の添付は、施設の占有使用料としての考えで設定されていますので、一方の利用団体がいわゆる減免団体であった場合は、もう一方の減免団体ではない団体が利用券を添付する必要があります。
利用方 法 （複数 回利用）	15	・複数回の利用を希望することはできるのか、また、その手続きはどうしたらよいか。	・学校体育施設開放は1校で週1回3時間以内の活動を基本としております。しかしながら特段の事情があり、やむを得ず複数回での利用を希望する場合は、「学校体育施設開放複数回利用登録申請書」を提出し、教育委員会の審査を受けて許可を得なければなりません。詳しくは別に定める 手続き要領をご覧ください。また、複数校での利用登録は、学校開放事業はあくまでも学校周辺の地域の方々にご利用いただきたいと考えますのでご遠慮ください。

			<ul style="list-style-type: none"> ・新規利用希望団体から申請があった場合、複数回日と重複した際、新規利用希望団体を優先とする。
中止・変更	16	<ul style="list-style-type: none"> ・悪天候時や学校行事等により利用ができなく、中止となった場合はどうなるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・この場合は開放利用としての実績がないために特に手続き等は不要です。利用券は実際に利用をした日の活動終了時に利用券綴りに綴じて戴くものです。学校体育施設開放事業には振替対応はありません。
中止・変更	17	<ul style="list-style-type: none"> ・使用料の還付（利用券の払戻し）はできるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則すでに納入された使用料の還付はできません。（利用券の払戻しはできません）登録団体の責めに帰さない事由その他相当の理由により開放体育施設を利用できないときに、使用料の全部又は一部を還付することができます。登録団体の責めに帰さないとは具体的には、許可を得た開放利用校の施設が、風水害等で破損・破壊され開放利用もしばらくの間できなくなる場合や、自然災害等のために該当の学校施設が避難所等となり利用できなくなることも考えられます。こうした場合は購入した利用券を払戻すことで使用料の全部又は一部を還付するという対応行います。 なお、利用券には有効期限は設けません。

説明会での質問内容：学校体育施設開放有料化 使用料徴収に当たって【Q&A】

○平成28年2月3日(火)市民会館、5日(木)平川公民館、9日(月)長浦公民館

項目	NO	内容	回答 または 市の考え方
利用券の確認方法	1 市民会館	<ul style="list-style-type: none"> ・利用券を利用券綴りに綴じた後の管理はどうするのか。昭和中では開放日誌は各利用団体が一月ごとにまとめて管理指導員に渡しているが。 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な流れとして毎回の利用時に利用団体は鍵と開放日誌を管理指導員に返却することとなっていますが、この収受方法は学校によって実態が異なります。今回利用券の確認についても各学校区で協議の上、利用団体と管理指導員が混乱なくできる方法を決定して戴きます。利用券を利用時に利用券綴りに綴る点は基本事項となります。
土日の大会利用	2 市民会館	<ul style="list-style-type: none"> ・土日に1日を借り切って、学校体育館で大会等を行っているが、こうした場合は週1回3時間以内の利用の考え方はどうするのか。またこの場合の利用料はどうするのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校体育施設を利用して社会体育団体が試合を行うことは、本来の趣旨から考えると望ましい事ではありません。しかし、種目によっては学校体育施設でないと開催が困難な場合があります。こうした場合は各学校区開放会議での確認、了承の上、開催校学校長に申し出て許可を得ることが必要です。この利用方法では利用時間により1回利用3時間を基

			<p>本として、その開催時間相応分の利用券添付が必要です。あくまでも特別利用です。</p> <p>・開催校学校長に申し出なく大会等開催した場合は、学校開放利用を停止することもあります。</p>
減免利用とその対象	3 市民会館	・子ども達の減免利用、小学生からお金をもらうのか。青少年健全育成の考え方。	・減免規定にもあるようにその活動の趣旨が教育目的、青少年健全育成目的と判断できるときは週1回3時間の利用については減免扱いとします。複数回利用をする場合は2回目利用については有料利用を原則とします。
複数回利用	4 市民会館	・複数回利用は5月1日～でないとダメなのか。4月5月は試合も多く練習をたくさんしたい。	・今回の有料化導入や4月の利用開始日を11日(土)にしたことから、その手続き期間も考慮して5月1日～を原則としますが、利用したい学校区運営委員会で調整が済み、利用可能な場合は4月中の利用も可とします。
減免利用と対象の範囲	5 平川公民館	・PTAバレーで年間を通して利用しているがこれも登録は必要であるか。また、この場合は減免利用になるのか。	・夏のPTA連絡協議会主催のバレーボール大会に向けての練習としての利用になると思いますが、原則登録は必要です。ただし数回しか利用しない場合等は学校区運営委員会の承諾があれば登録は不要となる場合も考えられます。利用については減免ですが年間を通しての利用は有料利用となります。
利用方法と減免	6 平川公民館	・少年野球で通常は小学校運動場を使用しているが、雨天時のみ体育館を利用させてもらっている。この場合も登録は必要か。また減免になるのか。	・体育館の雨天時のみの利用についても登録は必要です。また、少年野球は減免利用対象団体ですので雨天時のみに体育館を利用する場合も減免とします。ただし、週1回3時間までの利用とします。ご理解ください。
利用者の市内・市外	7 長浦公民館	・利用者名簿で実家が市内、実際の住居は市外の方がいるが認められるのか。	・学校体育施設開放を利用できる方は市内在住者が原則です。様々な事情があると思いますのでその都度協議となります。利用者については構成員の3分の2以上が市民でなければ登録はできません。
減免利用と対象の範囲	8 長浦公民館	・PTAバレーの練習を行うのに毎年週2回利用している。この場合、減免は1回限りなのか。	・PTAバレーやソフトボールの練習も各大会に向けての期間的な練習の場合は、通常の登録団体と扱いが異なります。そのため学校区委員会が承認の場合は、複数回利用も許可し2回とも減免扱いとします。ただし、年間を通して毎週利用となるとサークル的な扱いになるので他団体同様、有料利用となります。

利用券	9 長 浦 公 民 館	・利用券にある割り印は利用者が押すのか。	・割り印は複製防止のために教育委員会が予め押印したものを販売します。利用者は押印不要です。左半券が利用団体の控え、右半券が使用時の添付用となります。
-----	----------------------------	----------------------	--

全市開放委員会以後での利用団体等からの問合せ内容 < **学校体育施設開放事業** >

○平成28年2月18日(水)～以降に対応した記録

項目	NO	内 容	回答 または 考え方
減免登録申請	1	・総合型地域スポーツクラブの活動も減免団体登録申請書一式の提出が必要か。	<p>・各校で活動する総合型地域スポーツクラブの活動は減免扱いとなります。各校で総合型クラブが利用している施設（体育館、グラウンド、武道場）利用曜日・時間、種目等を取りまとめて、学減様式第1号（学校体育施設開放使用料減免団体登録申請書）に記入して各学校区運営委員会へ提出して下さい。<u>申請書の構成員の数の欄は記入不要です。また、総合型クラブの場合は会員名簿（利用者名簿）の他、その他の添付書類は不要です。</u></p> <p>（種目ごとに提出しなくて結構です。総合型クラブとしてその学校分を取りまとめてお願いします。活動が複数校の場合は学校毎に必要です。）</p>
減免登録申請	2	・少年野球チームや少年サッカーチームの活動も減免団体登録申請書一式の提出が必要か。	<p>・現在も多くの学校体育施設を利用して少年野球や少年サッカーチームが活動しています。現在これらの団体は市少年野球連盟、市サッカー協会に加盟している団体ですので減免利用登録団体となります。申請書については学減様式第1号（学校体育施設開放使用料減免団体登録申請書）に必要事項を記入し、<u>添付書類は会員名簿（利用者名簿）のみを添付して下さい。その他の添付書類は不要です。</u></p> <p>・また、少年野球やサッカーチームには総合型地域スポーツクラブに会員・種目として加入しているチームもあります。そうしたチームは上記1の他種目と同様に、総合型クラブの一種目として記入して提出して下さい。</p>
減免登録申請	3	・市スポーツ協会の専門部として加入して、現在その専門部の活動として学校体育施設を利用している団体の減免団体登録手続きはどうする	<p>・現在の学校体育施設開放で市スポーツ協会専門部がその活動として行っているのは、卓球専門部、剣道専門部、空手道専門部、なぎなた専門部です。これらの団体の利用は減免利用登録団体となります。申請書については学減様式第1号（学校体育施設開放使用料</p>

		のか。	減免団体登録申請書) に必要事項を記入し、 <u>添付書類は会員名簿(利用者名簿)のみを添付して下さい。その他の添付書類は不要です。</u> ・各校で注意いただきたい点は、〇〇協会、〇〇同好会、〇の会等の名称で利用している団体は任意の組織ですので原則減免利用登録団体とはなりません。同じ空手等でもスポーツ協会に所属していない団体も多々利用していますのでご注意ください。 ご不明な場合はスポーツ振興課に問合せ下さい。
減免登録申請	4	・学校体育施設開放利用で、その活動が教育目的・青少年の健全育成目的である場合は減免利用が認められるようですが、現在の利用状況ではどのような団体が該当しそうか。また、その際の提出書類は。	・現在の利用状況では、剣道、柔道、一部の空手道、ミニバスケット、ジュニアバレーボール、新体操、その他その活動主体が市内の小中学生である団体が考えられます。 ・申請書類としては、学減様式第1号(学校体育施設開放使用料減免団体登録申請書) に必要事項を記入し、添付書類もあわせて提出が必要です。特に活動目的や内容、会員(利用者)名簿等の書類が必要となります。(様式は問いません)
開放日誌の扱い	5	・学校体育施設開放日誌兼利用券添付確認表の毎回の記入は、総合型地域スポーツクラブも必要か。	・現行の開放事業では総合型地域スポーツクラブの開放日誌の記入は学校により行っていないこともありましたが、今回、利用券の導入と共に実際の利用状況をより正確に把握するために各総合型クラブの活動利用についても開放日誌の記入をお願いすることとします。この点は体育振興課よりも各クラブに依頼をします。 ・各総合型クラブはクラブ独自の集計を実施しており、今回新たに開放日誌の記入をお願いすることとなりお手数をおかけしますがよろしくお願ひします。(年度集計では総合型クラブは別に集計します)

市民や利用団体等からの問合せ内容 < **学校体育施設開放事業** >

○令和4年4月追記

項目	NO	内容	回答 または 考え方
複数回利用	1	・複数回の利用は週何回まで行えるのか？	・学校体育施設開放は1校で週1回3時間以内の活動を基本としております。しかしながら、特段の事情があり、教育委員会の審査を受けて許可を得ている団体は <u>2回以上</u> の利用が可能となります。 ただし、学校区の利用調整会議で承認を受けていることが条件となります。既得権は認められないので、 <u>新規利用希望団体から申請があり、複数回日と</u>

			<p><u>重複した日は、新規利用希望団体を優先とします。</u></p> <p><u>基本、2回目以降の活用は、他団体に影響がないこと、空き時間の使用に限ります。</u></p>
通常利用	2	<p>・団体へ新規に加入した会員がいる場合は、登録申請をしないおさなければなりませんか？</p>	<p>・利用対象者は、学校体育施設開放利用登録申請書に添付された利用者名簿に記入された方になります。利用団体の会員が増えた場合は、<u>新たに利用者名簿のみ提出ください。</u>（各団体→学校区運営委員または管理指導員→スポーツ振興課）ただし、体験会等の不定期利用者は除く。</p>